

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第20回）

議事録

日時：令和4年2月7日（月曜日）13：00～14：00

場所：オンライン会議

議題

- ・ 整合規格案の確認について

議事内容

○神沢補佐　それでは、定刻少し過ぎましたけれども、ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第20回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、三木座長にお願いしたいと思います。

三木座長、よろしくお願ひいたします。

○三木座長　皆さん、こんにちは。よろしくお願ひします。

それではまず、議事に入る前に、事務局より委員の出欠の確認をお願ひいたします。

○神沢補佐　本日は、オンライン会議での開催になってございます。委員の方々には、オンラインにて御出席いただいておりますので、音声・接続確認も兼ねまして、委員お一人ずつ、御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。

なお、御発言いただく際は、マイク機能をONにさせていただいてから御発言をお願いいたします。

それではまず、青柳委員です。よろしくお願ひいたします。

○青柳委員　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の青柳でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○神沢補佐　ありがとうございます。

次に、氏田委員です。よろしくお願ひいたします。

○氏田委員　JEMAから出ている氏田です。よろしくお願ひします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、梶屋委員です。

○梶屋委員 皆さん、こんにちは。セーフティグローバル推進機構の梶屋と申します。IECEEの関係ですね。認証制度を扱うプログラムですけれども、これを担当しております。今日はよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、加藤委員です。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤です。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、熊田委員です。よろしくお願いいたします。

○熊田委員 東京大学電気系工学専攻の熊田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、多氣委員です。よろしくお願いいたします。

○多氣委員 東京都立大学の多氣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、日暮委員です。よろしくお願いいたします。

○日暮委員 電子情報技術産業協会から参加させていただいております日暮です。今日はよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、松本委員です。よろしくお願いいたします。

○松本委員 製品評価技術基盤機構の松本です。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、三浦委員です。よろしくお願いいたします。

○三浦委員 こんにちは。消費生活コンサルタントの三浦です。またどうぞよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、持丸委員ですが、本日は御都合が合わず欠席でございます。

最後に、渡邊委員です。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 皆さん、こんにちは。職業能力開発総合大学校の渡邊でございます。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

○神沢補佐　　ありがとうございます。

　　以上、12名中11名の委員に御出席いただいております。

○三木座長　　御欠席お一人ということで、過半数を超えております。定足数に達していますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

　　次に、配付資料の確認を事務局よりお願ひいたします。

○事務局（村中）　　では、事前にお送りしております資料を順に確認いただきたいと思ひいます。

　　まずは議事次第でございます。次に、資料1「ワーキンググループ委員名簿」、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」、資料3「改正通達案（別表第十二）」、それから、資料4「技術基準との整合確認書」としまして、資料4－1から資料4－4まで、それぞれの規格についてでございます。

　　本日の資料は以上でございますが、事前にお送りしております資料に不足や不備等ございませんでしょうか。

　　なお、現在も投影しておりますけれども、資料はTeamsの画面にて表示させていただきますが、見えづらいようでしたら、お手元の資料より御覧いただきますようお願いいたします。

　　以上でございます。

○三木座長　　ありがとうございました。

　　それでは、議事に入りたいと思ひます。前回9月に行った第19回ワーキングでは、4規格のJ I S等について御確認いただき、11月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されています。本日は、4規格のJ I Sについて、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思ひます。

　　まず、今回審議いたします整合規格案の概要について、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（村中）　　今回、整合規格として御確認いただきたい規格の概要について、資料2及び資料3を用いて御説明させていただきます。

　　まず、資料2を御覧ください。資料2としまして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」でございます。

　　まず、1. 概要でございますけれども、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める

技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものといたしまして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」という通達を定めてございます。

この解釈通達の別表第十二におきまして、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する法的規格を整合規格として示しております。こちら、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行う必要がございます。

続きまして 2. でございますけれども、改正の内容といたしまして、「国際規格（ I E C 規格）に準拠した J I S 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する」という改正方針のもと、今回は（ 2 ）に書いております改正する規格の数が 4 規格ございまして、その内訳としまして、表の①「採用済の I E C 規格に準拠した J I S を、より新しい版に置き換えるもの」としまして 2 基準、それから②「未採用の J I S を、新たに採用するもの」といたしまして 2 基準でございます。

なお、（ 3 ）に記載しておりますとおり、猶予期間経過により削除する規格の数は、今回はございません。

3. でございますけれども、今後のスケジュールでございます。本会議におきまして御了承いただいた後、速やかに 30 日間のパブリックコメントを行いまして、改正は 4 月以降を予定いたしております。ただし、改正から 3 年間は、なお置き換える前の J I S 規格によることができるものとしまして、猶予期間の設定を設けたいと考えております。

次のページには、別添 1 としまして、整合規格（案）の一覧表でございます。

その次の 3 ページ目以降、別添 2 としまして、各規格の概要を記載しております。後ほど、各規格の整合確認書と併せて御説明させていただきます。

資料 2 の御説明は以上でございます、続きまして、資料 3 を御覧ください。

資料 3 といたしまして、「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（案）」でございます。本日の審議内容が予定どおり改正された場合の別表第十二の仕上がり案でございます。今回追加する箇所には、水色の網がけで表示しております。

具体的には、まず 3 ページ目になりますが、J60335 のシリーズの第 2 - 5 部、電気食器洗い機の個別要求事項、それから、その下の、同じく J60335 シリーズの第 2 - 10 部、床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項でございます。

こちら、既に採用されております古い規格につきましては、先ほど御説明しましたとおり、改正から 3 年間はなお従前の例によるとしまして、猶予期間を設けております。

残りの2規格ですけれども、12ページまで飛ばさせていただきます。こちら、低圧開閉装置及び制御装置のシリーズでございまして、第2-1部、第2-2部としまして、回路遮断器関係について新設しようとする改正内容となっております。

本資料の1枚目に戻りまして、今回削除する規格はございませんので、灰色の網がけ箇所はございません。

資料3の御説明につきましては以上でございます。

○三木座長 　　ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点を説明後、質疑応答いただくというふうに進めてまいります。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（馬場）　　では、まず1番目のJIS C 9335-2-5「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-5部：電気食器洗い機の個別要求事項」について説明させていただきます。

まず、規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。この規格は、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下で、家庭用及び類似の目的で食器類、食卓用器具及びその他の台所用品の洗浄及びすすぎを行う電気食器洗い機の安全性について規定します。

通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲です。

電気用品名は、「電気食器洗機」が該当いたします。

次に、主な改正内容ですが、併読する通則JIS C 9335-1:2014への対応を図るとともに、対応国際規格であるIEC 60335-2-5の最新版の内容を反映するため、取扱説明書に表示要求事項（使用用途、使用状態例）を追加し、耐湿性、部品等の試験条件等を追加いたしました。

続いて整合確認書ですが、資料4-1を御覧ください。非該当部分に関して説明させていただきます。

非該当部分としましては、11ページ目以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度によ

る表示の部分となります。「電気食器洗機」は、長期使用製品安全表示制度の対象ではないため、非該当となっております。

今、御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきまして、省令で定めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場） 続きまして、2番目のJIS C 9335-2-10「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－10部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項」について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。この規格は、定格電圧が250V以下の家庭用及び類似の目的の電気床処理機及び湿式洗いブラシ機の安全性について規定しております。

通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いるような一般大衆への危険源となる機器もこの機器の適用範囲です。

電気用品名は、「電気床磨き機」が該当いたします。

次に主な改正内容ですが、併読する通則JIS C 9335-1:2014への対応を図るとともに、対応国際規格であるIEC 60335-2-10の最新版の内容を反映するため、適用範囲にこの規格の除外事項、具体的には、「監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合、及び子供が機器で遊ぶ場合」を追加しました。

続きまして整合確認書ですが、資料4－2を御覧ください。こちらも同じく非該当部分に関しまして説明させていただきます。非該当部分としましては、13ページ目以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分となります。

「電気床磨き機」は長期使用製品安全表示制度の対象ではないため、非該当となっております。今、御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。何か御意見ございますでしょうか。

特にないようですが、それでは、先に進んでよろしいですか。

それでは、次の説明をお願いします。

○事務局（遠藤） 続きまして、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置及び制御装置－第2－1部：回路遮断器」でございます。資料2別添2の2ページ目を御覧ください。

適用範囲についてですが、この規格は、専門教育を受けた人又は熟練者によって設置及び操作されることを意図した、定格使用電圧が交流1000V以下又は直流1500V以下の回路遮断器の安全性について規定するものでございます。

電気用品名としては、「配線用遮断器」ということでございます。イメージといたしましては、家庭にございます分電盤に幾つかスイッチのようなものがありますけれども、配線用遮断器ということで、これが各々のコンセントとか、そういったものに繋がる配線を必要に応じて遮断するものでございます。今回新たに整合規格として採用提案するものでございます。従来、このJIS規格は存在したのでございますけれども、今回提案に至ったのは、一部、電安法の対象となり得るものは、この規格は対象として含まれるということから、今回新しく提案するものでございます。

続きまして、資料4-3を御覧ください。技術基準省令との整合確認書でございます。従来より非該当の部分だけ説明させていただきます。

14ページを御覧ください。第十三条でございます。この項目につきましては、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波は一般的にこういった遮断器から発せられないと考えられるため、非該当が妥当であると判断させていただきました。

続きまして、同じ資料、19ページでございます。第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の対象かということでございますけれども、これは技術基準省令に示されている品目ではございませんので、非該当ということになるかと思えます。

それ以外の項目につきましては、JIS規格の要求事項が対応する技術基準省令を満たしているということが確認できましたので、当該規格につきましては、採用ということで提案いたします。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、次に移りたいと思います。それでは次の説明、お願いいたします。

○事務局（村中） 一覧表4番目のJIS C 8201-2-2「低圧開閉装置及び制御装置－第2－2部：漏電遮断器」について説明させていただきます。

まず、資料2の別添2を御覧ください。こちら、採用するJISは、先ほど申し上げましたが、JIS C 8201-2-2、2021年版、低圧開閉装置及び制御装置第2－2部：漏電遮断器でございます。

適用する範囲でございますけれども、この規格は、主接点を接続する回路の定格電圧が1000V以下で、定格周波数が50Hz及び60Hzの漏電保護機能を持つ回路遮断器、いわゆる漏電遮断器でございますけれども、この安全性について規定されております。また、この規格は、漏電電流を検出し、その測定値と設定値とを比較し、測定値が設定値を超えたとき、回路を遮断する装置に適用されます。

該当する電気用品名としましては、「漏電遮断器」がでございます。主な改正内容は、今回新たに整合規格として採用するものでございますので、「新設」と記載しております。

なお、この規格ですけれども、電気設備規定の要求事項の差異によりまして、No.3の規格もそうですけれども、異なる性能の2つの漏電遮断器を附属書1と附属書2に分けて規定されております。

御参考までに御説明させていただきますと、附属書1につきましては、JIS C 60364、低圧電気設備規定の対応型の漏電遮断器でございます。電気事業法の電気設備の技術基準解釈第218条のいわゆるIEC設備と言われるものの設備工事対応の漏電遮断器でございます。もう一方の附属書2につきましては、在来電気設備規定の対応の漏電遮断器でございます。附属書1の漏電遮断器はIEC設備対応のものでございますので、在来電気設備対応の回路には用いないとしています。同じく、附属書2による漏電遮断器につきましては、在来電気設備対応の漏電遮断器としておりますので、IEC設備による回路には用いないという整理になっております。

続きまして、整合確認書について御説明させていただきますので、資料4－4を御覧ください。

主に非該当部分について御説明させていただきますので、資料の13ページの第十三条関係を御覧ください。第十三条関係につきましては、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止に関する項目でございます。こちら、漏電遮断器につきましては、補足欄に記

載ございますとおり、一般に人体に危害を及ぼすおそれのあるような電磁波が外部に発生しませんので、非該当が妥当と考えております。

続きまして、18ページの第二十条まで飛びまして、長期使用製品安全表示制度による表示の項目でございます。漏電遮断器につきましては、長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

今、御説明しました非該当部分以外の部分につきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJ I S規格につきましては、技術基準省令で求めている電気技術基準には適合しているものと判断させていただきました。

簡単でございますけれども、本規格の説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。何か御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。

ありがとうございました。

それでは、今回提出のあった整合規格案については、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

本日予定の議題は以上であります。そのほか、何か皆様のほうからございますでしょうか。

今日は4件と少なかったのですが、予定よりも早く終了してしまいましたけれども。

○三浦委員 何かあっさりし過ぎて、心配になってしまいますよね。

○三木座長 何か、三浦委員、ありますでしょうか。

○三浦委員 すみません。三浦ですけれども、こういうふうな時代とともにどんどん変わっていくのに追加していくということは大事だと思いますので、今後も継続していただきたいと思います。以上です。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから何か連絡ございますでしょうか。

○事務局（村中） 御審議いただきまして、どうもありがとうございます。

次回の本ワーキンググループでございますけれども、翌年度5月に開催したいと考えております。日程の詳細につきましては、また後日メールにて調整させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○三木座長　それでは、以上をもちまして、第20回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201